

○砂防指定地指定要綱について

〔平成元年九月一二日 建設省河砂発第五八号〕
〔各地方建設局長・各都道府県知事あて〕
建設省河川局長

砂防指定地の指定及びその解除のための調書の提出等については、昭和四十二年五月六日付け建設省河砂発第五〇号（河川局長通達）によりなされているところであるが、指定の基準、手続等を明確にし、指定の一層の促進を図るため、別添のとおり「砂防指定地指定要綱」を定めたので、今後遺憾のないよう取扱われたい。
なお、前記河川局長通達は廃止する。

砂防指定地指定要綱

（趣旨）

第一 この要綱は、別に定めるもののほか、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）第二条の規定により建設大臣が指定する土地（以下「砂防指定地」という。）の指定基準、指定方法、指定手続等を定めることを目的とする。

（指定基準）

第二 砂防指定地の指定は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域（以下「溪流等」という。）に著しい被害を及ぼす区域で、次に掲げる区域について行うものとする。

- 一 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域
- 二 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- 三 火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地及び

火山麓地

- 四 土石流危険溪流等による土石流の発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域

- 五 地すべり防止区域で治水上砂防のため、溪流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域

- 六 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域

- 七 その他公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域